

たかはた生活応援商品券取扱募集要項

全町民へ配付する「たかはた生活応援商品券」が使用できる店舗を募集します。

【たかはた生活応援商品券について】

事前に登録した町内店舗（取扱店表示）でのみ使用可能な商品券。

- ・使用期間 令和8年4月1日から令和8年5月31日まで
- ・額 面 7,000 円/枚 共通券（大型店舗可）1,000 円×3 枚
町内事業所（大型店舗不可）500 円×8 枚
- ・発行部数 21,000 枚

【登録資格】

高島町内に事業所（店舗）を有すること。ただし、次に掲げる業務・商品等は除外します。

1. 対象外業務

- (1) 高島町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第1号に掲げる暴力団同条第3号に掲げる暴力団員等又は第6条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) その他町長が不相当と認める営業を行うもの

2. 対象外商品等

- (1) 国、地方公共団体等の公共料金及び公共料金等の振込手数料
- (2) 出資及び債務の弁済
- (3) プリペイドカード、その他の商品券等の換金性の高いもの
- (4) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車料等の不動産の賃借料
(家屋に関わる軽微な修繕は含まない。)
- (5) 株式会社の株券、先物取引、宝くじ等の金融商品
- (6) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に係るもの

〔裏面確認〕

- (8) 特定の宗教若しくは政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するもの
- (9) その他町長が不相当と認めるもの。

【換金方法】

消費者から受け取った商品券の裏面に事業所名を記入又は押印し、換金請求書に当該商品券を添えて、役場（1階 大会議室）に提出してください。当日の振込とはなりません。

【換金申請日】

- ・令和8年4月15日（水）・令和8年4月24日（金）・令和8年5月7日（木）
- ・令和8年5月15日（金）・令和8年5月25日（月）・令和8年6月3日（水）

【換金振込予定日】 ※上記の換金申請日ごとに振込手続きを行いません

- ・令和8年4月30日（木）・令和8年5月8日（金）・令和8年5月21日（木）
- ・令和8年5月29日（金）・令和8年6月10日（水）・令和8年6月19日（金）

【登録料・換金手数料】

無料（換金し、振込依頼する手数料は町側にて負担します。）

【登録申請方法】

「たかはた生活応援商品券」が使用できる事業所を随時募集しています。
希望する場合、町商工観光課（電話番号 52-1212）にお問い合わせください。
※登録後、町ホームページに掲載します。

【問い合わせ先・担当課】

〒992-0392

高島町大字高島 436 番地

高島町商工観光課 商工ブランド戦略係

電話 0238-52-1212/FAX0238-52-1543